

緊急時及び重大事故対応マニュアル緊急連絡網

1. 乗務員は、負傷者救護後警察又は運行管理者へ通報をする。
2. 乗務員からの連絡を受けた運行管理者又は、代務者は乗務員が警察に通報したかどうか確認し、通報していない時、又は通報していることが確認できなかったときは、警察に通報する。
3. 運行管理者や代務者から連絡を受けた整備主任者は、速やかに情報収集にあたり、逐一对策事務局へ報告する。

(緊急事態発生)

